

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松本駐屯地
第335会計隊長 染谷 和行

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
5P8H1AE00020		5PVH1A20001 0001				7-10		
品名 または 件名								
空調機保守点検役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
松本駐屯地				松本駐屯地業務隊管理科				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
宮本技官（内線3 1 7）				令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊松本駐屯地 会計隊事務室
東部方面会計隊HP（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年2月27日（木）15時00分 業務隊会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

- ア 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和4年・5年・6年度の全省庁統一参加資格において「役務の提供等」の等級がD以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
また、令和7・8・9年度の全省庁統一資格の申請手続きを実施していることが分かる書類を提出することができる者であること。その際、当該入札の落札者は令和7・8・9年度の資格結果通知書が発行されたならば、写しを速やかに官側に提出すること。
- エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。

(2) 落札決定方法

- ア 総額（消費税抜）により落札決定する。契約金額については、入札金額に消費税相当額を加算（円未満切捨）した金額とする。入札者は消費税に係る課税事業者、非課税事業者にであるかを問わず、入札書には税抜き金額を記載すること。

- イ 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- ウ 落札者となるべき最低入札者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- エ 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。

(3) 違約金等

- ア 落札者が契約を結ばない場合、入札金額の100分の5を徴収する。
- イ 落札者が契約を履行しない場合、入札金額の100分の10以上を徴収する。

(4) 遅延賠償

遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

(5) 入札の無効

- ア 注意事項第1項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- イ 電報、電話、FAX等による入札
- ウ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- エ 入札書に記載された入札金額、件名及び入札者の記名等が判別しがたい場合（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）の氏名のほか、担当者の氏名及び連絡先も記載すること。ただし、代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）
- オ 入札書に記載された金額が訂正されている場合
- カ 記載事項の全部又は一部が、鉛筆又は消えるボールペンで記載されている場合
- キ その他入札に関する条件に違反した場合

(6) 契約書の作成

- ア 契約書は落札決定後、遅滞なく作成し提出すること。ただし、契約担当官が認める場合において、契約金額が150万円未満の場合は契約書に換え請書を提出することができる。また、契約金額が50万円未満の場合、契約書の作成を省略することができる。
- イ 適用する条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

(7) その他

- ア 入札開始前までに資格決定通知書の写しを提出すること。（FAX可）
- イ 本入札の参加希望者は、2月26日(水)17時00分までに参加申し込みを行うこと。（電話可）
- ウ 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- エ 本入札は郵便入札を可とする。
郵便入札により参加する場合は2月26日(水)17時00分を期限とする。入札書を封筒に入れ、会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」（朱書き）により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札は直ちに行わず、日時等を別示し後日実施する。
- オ 連絡先 〒390-8508
長野県松本市高宮西1-1
陸上自衛隊松本駐屯地
第335会計隊 契約班 担当 近藤
TEL 0263-26-2766（内線340）
FAX 0263-26-2766（内線349）